

## 令和3年度上市町保育料徴収基準額表

【保育認定(3号認定)】

入所児童の属する世帯の階層区分				徴収基準額(月額) 単位:円	
階層区分	国階層	定義	3号認定(3歳未満)		
			標準時間	短時間	
A	①	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)等	0	0	
B	②	町民税非課税世帯	0	0	
C1		町民税均等割のみ課税世帯	ひとり親等世帯	3,800	3,800
			その他の世帯	8,800	8,600
C2	③	24,000 円未満	ひとり親等世帯	5,000	5,000
			その他の世帯	11,000	10,800
C3		24,000 円以上 48,600 円未満	ひとり親等世帯	7,100	7,100
			その他の世帯	14,800	14,600
D1	④	48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親等世帯	7,200	7,200
			21,600	21,100	
D2	⑤	48,600 円以上 97,000 円未満	21,600	21,100	
			30,600	29,900	
D3		110,000 円以上 169,000 円未満	32,000	31,300	
D4			⑥	40,800	40,000
D5	⑦	169,000 円以上 301,000 円未満	40,800	40,000	
D6	⑧	301,000 円以上 397,000 円未満	45,800	45,000	
		397,000 円以上	51,000	50,100	

- (ア) この表における保育の実施児童の年齢区分は、保育を実施する当該年度の4月1日現在の満年齢により行います。
- (イ) 4月から8月までは前年度、9月からは当該年度の町民税課税額状況により決定します。  
※いずれも税額は配当控除、住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除の税額控除適用前かつ地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によって課する所得割額を除いた額です。
- (ウ) 階層区分は、原則として入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母の課税の合計額で判断します。
- (エ) 第2子の児童の保育料については、階層にかかわらず半額です。
- (オ) 第3子以降の児童の保育料については、階層にかかわらず無料です。
- (カ) 町民税所得割額が57,700円未満の場合、第1子の保育料は半額、第2子の保育料は(エ)に関わらず無料です。また、(ク)の要保護者等に該当し、町民税所得割額が77,101円未満の場合、保育料は無料です。
- (キ) 延長保育料について、町立保育所では、保育短時間に認定された児童の延長保育料は、午前7時から午前8時30分まで、午後5時から午後6時に利用があった場合は、それぞれ100円を徴収します。なお、民営施設または町外の施設の延長保育料は各施設で定める料金になります。
- (ク) 「ひとり親等世帯」とは、母子及び父子世帯並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯(支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認める世帯、又は以下の方が在宅である世帯です。※申請が必要です。
- ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
  - ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者